

募集対象施設

1 病院及び診療所 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成 22 年政令第 203 号）第 1 条に規定する施設
2 劇場、観覧場、映画館及び演芸場 興行場法(昭和 23 年法律第 137 号)第 1 条第 1 項に規定する興行場
3 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
4 ホテル及び旅館 旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条第 1 項に規定するホテル、旅館営業の用に供される施設
5 博物館、美術館及び図書館： (1) 博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 2 条第 1 項に規定する博物館又は 同法第 29 条に規定する博物館に相当する施設 (2) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館
6 公衆浴場：公衆浴場法(昭和 23 年法律第 139 号)第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場
7 飲食店
8 金融機関等 (1) 銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定する銀行の本店、支店その他の営業所 (2) 日本郵便株式会社法(平成 17 年法律第 100 号)第 2 条第 4 項に規定する郵便局
9 社会福祉施設、公共交通機関の施設、体育館、学校：1 に同じ
10 その他の施設 (1) 上記に該当しないもののうち、次に掲げる極めてモデル性の高い施設 (2) 接着重ね材や直交集成板（CLT）など、新たな技術を活用した県産木材による木質材料を使用する施設 (3) 本事業の実施により、県産木材の新たな需要の開拓につながると見込まれる施設